梁慧星中国民法典草案建議稿第三草案・債権総則編

市川 英一 訳・解説

「前注・解説」

わが国の民法典債権編(第5節不法行為は除く)に相当する「中華人民共和国契約法」(原文:中華人民共和国合同法。以下「中国契約法典」とよぶ)が公布施行された1999年、中国の法律界は希望に満ち溢れていた。書店には何種類もの同法注釈書が所狭しと並べられ、公布日から施行日に至る過程で、様々なレベルで同法に関する研究会が数多く開催された。将来の民法典立法を視野に入れて、主要大学・高等研究機関では競って民法典私案づくりが行われ、ある著名な民法学者は、「19世紀はフランス民法が世界の民法学をリードし、20世紀はドイツ民法が世界の民法学をリードしてきた。21世紀は中国民法が世界の民法学を主導していきたい」という趣旨の抱負を述べられていた。

しかし、今世紀に入り、経済の隆盛とは裏腹に、中国の民事立法とりわけ市 民の権利保護に関する立法は停滞した。2002年には「中華人民共和国民法(草 案)」¹⁾ が全国人民代表大会(わが国の国会に相当。以下「全人代」とよぶ) に上程されたものの、審議は停滞し、長年にわたり中国の民事立法を主導され、

¹⁾ 筆者はかつて、この草案の主要部分の翻訳を本誌上で紹介したことがある(第13巻第2号 [総則編]、第14巻第1号、第2号、第15巻第1号 [物権編第三草案]、第2号 [不法行為責任編]、第16巻第1号 [人格権編]、第2号 [渉外民事関係の法適用編])。

中国契約法典の学者草案の責任者でもあった梁慧星中国社会科学院法学研究所(中国の政府系シンクタンクにあたる。以下「法学研究所」とよぶ)教授(以下「梁慧星先生」とよぶ)は、審議の遅れにいらだちを隠さなかった。当初は民法典の成立を目した一括制定方式がとられていたのが、法の欠缺に対応するため個別制定方式に変更され、わが国の民法典物権編に相当する「中華人民共和国物権法」(原文も同名。以下「中国物権法典」と呼ぶ)、わが国の債権編第5節不法行為に相当する「中華人民共和国不法行為責任法」(原文:中華人民共和国侵権責任法)等が制定され、実質的意義の民法典は整備された。しかし、1999年当時の熱気は薄れ、政治による学者に対する締め付けが強まり中国の法学者たちはやる気をそがれているという話が漏れ伝わってきた。影響力のある著名な民商法学者であり、中国契約法典の学者草案の主要委員でもあった江平中国政法大学終身教授は、「いまの中国にとって最も危険なのは、依然として私権が公権力の侵害を受けていることである」と述べて中国社会における私法の精神の不足を嘆かれていた20。

象徴的だったのは、2005年夏に発生した「物権法草案違憲説」事件である。これは、北京大学教授であり中国共産党員でもある銎献田教授が、当時パブリックコメントに付されていた中国物権法典第三草案をイデオロギー的教条主義の立場から批判して、同草案が中国憲法に反する旨の公開書簡をインターネット上で発表し物議を醸したというものである³⁾。当初、中国の民法学者らは静観していたが、問題の広がりを見て物権法典制定への影響を懸念し、同法典最終草案が審議・可決される予定であった翌 2006年の全人代開催直前に主要な民

²⁾ 江平《中国現在最危険的是私権利》(www.ccelaws.com/int/artpage/6/art_4835.htm) (2005 年 6 月 9 日公表)

³⁾ 公開書簡の内容につき、銎献田《一部違背憲法和背離社会主義基本原則的〈物権法(草案)〉 一為〈憲法〉第12条和86年〈民法通則〉第73条的廃除写的公開信》(www.ccelaws. com/int/artpage/3/art_6103.htm) (2006年5月25日閲覧)

法学者が集結し、立法機関が不要な干渉を排除して物権法制定を正常な軌道に 複すべきことを求める共産党中央委員会宛て上申書を作成した。会場の周辺に はマスコミや学生らも押し寄せ、騒然たる状況であったことをメディアは伝え ている⁴⁾。結果的には、この影響で、中国物権法典の同年の全人代での可決は 見送られ、制定が一年遅れることとなった。

こうした状況にあっても、梁慧星先生を責任者とする中国民法典立法研究 グループ(正式名称は「中国民法典立法研究課題組」。以下「研究グループ」 とよぶ。法学研究所の所属研究員のみならず、他大学・機関の著名な民法学 者らも参加されており、総勢26名から構成される)は、ほぼ20年にわたり、 民法典立法の学者草案作成・研究を続けてこられた。この研究グループが設 置されたのは2000年のことであるが、同クループは、全人代常務委員会法 制工作委員会(以下「法制工作委員会」とよぶ)の委託を受けて中国民法典 学者草案の起草を開始し、2002年8月までに、全7編81章1947条からな る「中国民法典草案建議稿」(以下「建議草案」とよぶ)を完成させ、法制 工作委員会に提出した。これをもとに制定されたのが、前述した「中華人民 共和国民法(草案) | である。建議草案作成後、研究グループは引き続き同 草案のコンメンタールづくりに取り組まれ、条文の説明、立法理由および諸 外国の立法例の作成が行われた。その後建議草案は2010年に改正(第二草 案) されたが、この第二草案は、オランダの出版社による英訳がオランダ (ラ イデン)およびアメリカ合衆国(ボストン)で出版されている⁵⁾。そして、 2012年に二度目の改正(第三草案)が行われ、追加条文数・改正条文数共 に大幅に増加した。その編別構成は次のとおりである。

⁴⁾ 蔣安傑《物権法学界首度回応違憲質疑》(http://www.legaldaily.com.cn/misc/2006-02/28/content 272886.htm)(公表当日閲覧)

⁵⁾ 後述する『中国民法典草案建議稿附理由』各巻に掲載されている梁慧星先生による「修 訂補記 | による。

第1編 総則 (第1条~第233条)

第2編 物権 (第234条~第669条)

第3編 債権総則 (第670条~第863条)

第 4 編 契約 (第 864 条~第 1605 条)

第 5 編 不法行為 (第 1606 条~第 1715 条)

第6編 親族 (第1716条~第1932条)

第7編 相続(第1933条~第2029条)

梁慧星先生が立派なのは、こうした研究成果を学者のうちにとどまらせることなく、出版物のかたちで公表し、情報公開に努めたことである。全人代に上程された公式草案の叩き台となった最初の建議草案は『中国民法典草案建議稿』(法律出版社、2003年)に全条文が掲載され、その後注釈書も出版され、第三草案についても、条文が収録された『中国民法典草案建議稿(第2版)』(法律出版社、2011年)の刊行を経て、全7冊からなる各編別のコンメンタール『中国民法典草案建議稿附理由』(法律出版社、2013年)が出版された。

とりわけこの第三草案は、完成度が高く、わが国の民法学者からも注目を浴びており⁶⁾、2020年までに制定される予定であるといわれている将来の中国の民法典立法を占う意味でも有益で、資料的価値が高いように思われるので、本誌をプラットフォームとして、今後順次紹介していきたい。現在わが国では民法典債権編改正立法が俎上に載っていることにかんがみ、債権総則編から紹介することにする。

民法典制定は、中国の民法学者のみならず、中国のすべての良心的法律家の 悲願である。明らかにイェーリングの『権利のための闘争』を意識したと思わ れる梁慧星先生の論文集『中国における民法典制定のための闘争』「原文:為

⁶⁾ 岡孝「論説:中国成年監護(後見)制度についての梁慧星第二草案を読む」『学習院法務研究』 第7号(2013年)3頁参照。

中国民法典而闘争〕(法律出版社、2002年)のタイトルには、この思いが凝縮されている。

中国の法律関係者がこの闘争に勝利し、本格的な市民法典が早期に中国で産 声を上げることを願ってやまない。

(2015年9月14日脱稿)

[資料]梁慧星中国民法典草案建議稿第三草案·債権総則編⁷

(2012年中国民法典草案建議稿課題組「責任者:梁慧星」起草)

第3編 債権総則

<もくじ>

第20章 通則

第21章 債権の原因

第1節 一般規定

第2節 不当利得

第3節 事務管理

第4節 単独承諾

第22章 債権の種類

第1節 種類債権及び特定物債権

第2節 诵貨債権及び利息債権

第3節 選択債権

第4節 分割債権

第5節 不可分債権

第6節 連帯債権

第23章 債権の実行

⁷⁾ 原文では、改行されているのみで項目番号は付されていないが、拙訳では、便宜上、項目番号を付した。また、各条の直後にカッコ書きされている表題は、原文のそれを参照しつつ、極力わが国の民法典のスタイルに合わせた。なお、拙訳中原文のママ表記した「人民法院」は、中国の裁判所を意味する。

なお、翻訳は、梁慧星編著『中国民法典草案建議稿附理由 債権総則編』(法律出版社、 2013 年) に拠った。

- 第1節 履行
- 第2節 不履行
- 第3節 受領遅滞
- 第24章 債権の保全
 - 第1節 債権者代位権
 - 第2節 債権者取消権
- 第25章 債権の変更及び移転
 - 第1節 債権の変更
 - 第2節 債権譲渡
 - 第3節 債務引受
 - 第4節 債権債務の一括移転
- 第26章 債権の消滅
 - 第1節 一般規定
 - 第2節 弁済
 - 第3節 供託
 - 第4節 相殺
 - 第5節 免除
 - 第6節 混同

第20章 通則

第670条(定義)

- 1 債権債務とは、特定の当事者の間で特定の給付を請求することができる権 利義務関係をいう。
- 2 債権債務関係において、権利を有する当事者を債権者といい、義務を負う 当事者を債務者という。

第671条(債権の目的物)

- 1 債権の目的物は債務者の行為である。これには、財物の引渡し、権利の移転、 金銭の支払い、労務又は役務の提供、成果の交付、資源の提供、不作為等を包 含する。
- 2 債権の目的物は、これを給付ともいう。

第672条(給付の適法性)

給付は、法律の強行規定に反してはならず、且つ、公の秩序又は善良の風俗に反してはならない。

第673条(給付の確定性)

給付は、これを確定しなければならず、又は履行時に確定できるものでなければならない。

第674条(債権の効力の範囲)

債権の効力は、債権者と債務者との間でのみ存在する。但し、法律に別段の 規定がある場合は、この限りではない。

第21章 債権の原因

第1節 一般規定

第675条(債権の発生原因)

- 1 債権 は、契約、不法行為 (原文:侵権行為)、不当利得、事務管理 (原文:無因管理)、単独承諾又は法律の規定により発生する。
- 2 契約により発生する債権については、本草案契約編の規定を適用する。
- 3 不法行為により発生する債権については、本草案不法行為編の規定を適用 する。

第2節 不当利得

第676条(一般条項)

- 1 法律上の原因がなく不当に利益を受け、そのために他の者に損失を及ぼした者は、その受けた不当な利得を損失を受けた者に返還しなければならない。
- 2 利益を受けた時には法律上の原因があったものの、その後当該原因が消滅した場合においても、受益者は、その受けた利益を返還しなければならない。

第677条(返還義務等)

- 1 受益者は、利益を受けた時において、法律上の原因がないことを知っていた場合には、受けた利益及び利息を返還しなければならない。損害があった場合には、併せてこれを賠償しなければならない。
- 2 受益者は、利益を受けた時において、法律上の原因がないことを知らなかったものの、その後これを知った場合には、法律上の原因がないことを知った時に存在した利益および利息を返還しなければならない。損害があった場合には、併せてこれを賠償しなければならない。

第678条 (第三者による不当利得返還義務)

受益者が返還すべき利益をすでに無償で第三者に譲渡した場合は、当該第三者は、これを返還しなければならない。

第679条(不法行為による不当利得)

不法行為による利益を受けたことにより他の者が損害を受けた場合は、損害 賠償請求権の訴訟時効が完成した後であっても、被害者はなお、不当利得に関 する規定に従い、加害者に対し、その受けた利益の返還を請求することができ る。

第680条(債務の不存在を知ってした弁済)

債務の履行を目的として給付する場合において、給付当時において当該債務 が存在しないことをすでに知っていたときは、その給付したものの返還を請求 することができない。

第681条(早期弁済)

債務者は、履行期間満了前に給付をした場合には、返還を請求することができない。但し、債務者が錯誤により給付をした場合は、債権者は、これにより得た期限の利益⁸を返還しなければならない。

第682条(他の者の債務の弁済)

- 1 自己を債務者と誤認して債権者に対し債務を弁済した場合は、その給付したものの返還を請求することができる。但し、債権者が善意ですでに証書を滅失した場合、担保を放棄した場合又はその債権の訴訟時効がすでに完成した場合は、この限りではない。
- 2 前項但書の規定は、弁済者による真正の債務者に対する求償権の行使を妨 げない。

第683条(誤認による事務管理)

他の者の事務を誤って自己の事務として管理した場合は、受益者に対し、自己が支出した必要経費の償還を請求することができる。

第684条 (悪意の給付)

給付をした者が給付時において自己の給付が所期の効果を生ずる可能性がないことを明らかに知っていた場合、又は給付をした者が所期の結果の発生を悪意で妨げた場合は、不当利得による返還を請求することができない。

第685条(道徳的・社会的義務の履行による給付)

道徳的又は社会的義務の履行により自発的に給付をした場合は、その返還を請求することができない。

第686条(不法原因給付)

不法な原因により給付をした場合は、その返還を請求することができない。 但し、不法な原因が受益者のみに存する場合は、この限りではない。

⁸⁾ ここでいう「期限の利益」とは、梁慧星・前掲書(注7)によれば、「中間利息、すなわち弁済日から期間満了日までの約定利息または法定利息」をいう。

第3節 事務管理

第687条(一般条項)

- 1 法定の又は約定の義務なく他の者の利益が損なわれるのを避けるため管理 又は役務をする場合は、本人に対し、これにより支出した必要費の償還を請求 することができる。
- 2 管理者は、行為能力を有しなければならない。

第688条(必要経費の内容)

管理者が本人に対し償還を請求することができる必要費には、管理又は役務 に直接支出した費用及び現実に被った損失を包含する。

第689条(事務管理の方法)

- 1 管理者は、その管理する事務の性質に従い、本人の利益に最も適合する方法により、管理をしなければならない。
- 2 管理者は、本人の意思をすでに知っている場合又はこれを推知することが できる場合には、本人の意思に従い管理をしなければならない。

第690条(管理者の通知義務)

管理者は、自己が事務管理を始めたことを速やかに本人に通知しなければならない。但し、通知することができない場合又は本人がすでに知っている場合は、この限りではない。

第691条(管理義務の継続)

管理者は、本人、本人の相続人又は法定代理人が管理をすることができるようになるまで、管理を継続しなければならない。但し、管理の継続が本人の意思に反し又は本人に不利であることが明らかな場合は、この限りではない。

第692条(管理者の報告義務)

管理者は、事務管理を完了した場合、事務管理を中断する場合又は本人の要求があった場合は、本人に対し、管理状況を報告し且つ管理に関わる一切の資料を提供しなければならない。

第693条(管理者の引渡義務)

- 1 管理者は本人に対し、管理期間中に受け取った第三者が給付したものを引き渡さなければならない。
- 2 管理者は、自己の利益のため本人に引き渡すべき金銭を使用する場合には、 使用の日から利息を支払わなければならない。損害があった場合には、これを 賠償しなければならない。

第694条(管理者の報酬)

管理者は本人に対し、事務管理に従事したことを理由に何らかの報酬を受け取る権利を有しない。但し、本人が自発的に報酬を支払った場合は、この限りではない。

第695条(管理者の責任)

- 1 管理者は、過失により本人に損害を及ぼした場合、又は自己が不合理に管理を中断したため本人に損害を及ぼした場合には、賠償責任を負わなければならない。
- 2 管理者がした管理行為が本人の利益に反する場合、又は本人の真実の意思 若しくは推知可能な意思に反する場合は、管理者に過失があったものとみなす。

第696条(多数管理者)

二名以上の管理者が共同で管理に従事する場合は、各管理者は、連帯して責任を負わなければならない。

第697条(緊急事務管理)

管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危険を回避するために その事務を管理した場合には、これにより生じた損害を賠償する責任を負わない。但し、管理者に悪意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

第698条(誤認による事務管理の承認)

他の者の事務を誤って自己の事務として管理した場合であっても、他の者が 当該管理を承認したときは、本節の規定を適用する。

第4節 単独承諾

第699条(単独承諾)

当事者は、単独の意思表示により、不特定の者に対し、給付をすることを承 諾することができる。単独で承諾をする行為者を、承諾者とする。

第700条(単独承諾債権の成立)

承諾者が指定した条件が成就し且つ相手方がこれを確定することができた場合は、承諾者と相手方との間に債権債務関係が生ずる。

第701条(懸賞広告)

特定の行為をした者又は完了した者に対し一定の報酬を与える旨を広告により表示した場合は、広告者は、当該行為をした者又は完了した者に対し、報酬を与える義務を負う。

第702条 (懸賞広告の撤回)

- 1 広告者は、懸賞行為を完了する者がない間は、前の広告と同一の方法により、 懸賞広告を撤回することができる。但し、広告者がその広告中に撤回しない意 思を表示した場合は、この限りではない。
- 2 前項所定の方法により撤回することができない場合は、他の方法で撤回することができる。但し、その撤回は、これを知った者に対してのみ効力を生ずる。
- 3 広告者は、懸賞広告中に懸賞行為をする期間を明示した場合には、撤回することができない。

第703条 (懸賞広告撤回の際の費用の償還)

広告者は、懸賞広告を撤回する場合には、懸賞行為をした者が支出した合理 的な費用を償還しなければならない。但し、懸賞広告中に表示された懸賞金の 額を限度とする。

第704条 (懸賞金を受ける権利)

1 数名が相前後して懸賞行為を完了した場合は、最初にその行為をした者のみが懸賞金を受ける権利を有する。

- 2 数名が同時に懸賞行為を完了した場合は、各行為者が等しい割合で懸賞金の分配を受ける権利を有する。但し、懸賞の性質上分割に適さず、又は広告中で一名のみが懸賞金を受けることを明示した場合は、抽選でこれを受ける権利を有する者を確定しなければならない。
- 3 懸賞広告中で前二項と異なる表示がされた場合は、その表示に従う。

第705条(広告者の懸賞金給付義務)

懸賞広告に指定した行為を完了した者は、行為時に懸賞広告があることを知らなかった場合でも、広告者に対し懸賞金の給付を請求する権利を有する。

第706条(優等懸賞広告)

- 1 広告者が懸賞広告中で指定行為を完了した者のうちその優等者のみに懸賞 金を給付する旨を表示した場合は、当該優等者のみが懸賞金を受ける権利を有 する。
- 2 前項の場合において、懸賞広告中に定めた者が懸賞広告指定行為を完了した優等者を判定する。懸賞広告中で判定者が定められなかった場合は、広告者が判定する。
- 3 懸賞広告指定行為を完了した者は、判定者による判定につき、異議を述べることができない。但し、懸賞広告中で表示された判定手続に反した場合は、この限りではない。

第707条 (懸賞金請求権の訴訟時効)

懸賞行為を完了した者が広告者に対し懸賞金の給付を請求する権利の訴訟時効期間は、一年とする。懸賞行為を完了した日より起算する。優等懸賞広告の優等者が懸賞金を請求する権利の訴訟時効期間は、判定者が判定をした日より起算する。

第708条 (懸賞金の額の確定)

懸賞広告に懸賞金の額が定められていない場合は、懸賞行為を完了した者は、 広告者と協議のうえ、懸賞金の額を定めることができる。協議が不調に終わった場合は、人民法院は、事情を斟酌して懸賞金の額を定める。

第22章 債権の種類

第1節 種類債権及び特定物債権

第709条(種類債権)

給付の目的物が種類のみで定められ、具体的な品質につき指定されなかった 場合は、これを種類債権とする。

第710条 (種類債務の履行)

目的物が種類のみで指定された場合において、法律行為の性質又は当事者の 意思表示によりその品質を確定することができない場合は、債務者は、中等の 品質を有する目的物を給付しなければならない。

第711条(特定物債権)

- 1 法律行為の性質又は当事者の意思表示により、給付の目的物を具体的に確定できる場合は、これを特定物債権とする。
- 2 種類債権につき、債務者が給付の準備を完了した場合又は債権者の承諾を 得て給付すべき目的物を指定した場合は、特定物債権となる。

第712条(特定物債権の債務者の注意義務)

特定物をもって給付の目的物とする場合は、債務者は、その引渡しをするまで、その物を適切に保管しなければならない。

第2節 通貸債権及び利息債権

第713条 (通貨債権)

- 1 通貸で支払うべき債権につき、当事者が通貨の種類を指定しなかった場合 は、債務者は、強制通用する各種通貨で弁済をすることができる。但し、法律 に別段の規定がある場合は、この限りではない。
- 2 特定の通貨で支払うべき債権につき、当該特定通貨が弁済期到来時にすで

横浜法学第24巻第1号(2015年12月)

に強制通用の効力を失っている場合は、債務者は、他の通貨で弁済をすることができる。

第714条(外国通貨債権)

外国通貨で支払うべき債権については、債務者は、給付時の履行地における 為替相場により、人民元で弁済をすることができる。

第715条(法定利率)

利息債権につき、特段の約定利率が無い場合には、中国人民銀行が公表する 法定利率に準拠する。

第716条(最高利率の制限)

約定利率は、法定利率の四倍を超えることができない。約定利率が法定利率 の四倍を超えた場合は、債権者は、超過部分の利息については、請求権を有し ない。

第717条(債務者による早期弁済)

- 1 債務者は、随時、元本及び利息を弁済することができる。但し、合理的な 期間内に、これを債権者に通知しなければならない。
- 2 債務者は、早期弁済をする場合には、債権者に対し以後の利息を控除する よう請求することができる。

第718条 (利息の元本への組入れ)

債務者による利息の支払いの延滞期間が一年に達した場合において、債権者の催告を経ても、債務者がなおその利息を支払わないときは、債権者は、利息を元本に組み入れることができる。

第3節 選択債権

第719条 (選択権の帰属)

債権の目的物につき、数個の給付の中から選択により確定できる場合は、その選択権は、債務者に帰属する。但し、法律に別段の規定又は当事者に別段の

約定がある場合は、この限りではない。

第720条 (選択権の行使)

- 1 選択権の行使は、相手方に対する意思表示により、これをしなければならない。
- 2 前項の意思表示は、相手方の承諾を得ない限り、これを撤回することができない。

第721条 (第三者の選択権)

第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者及び債務者に対する意思表示により、これをしなければならない。

第722条 (選択権の移転)

- 1 選択権に行使期間が定められている場合において、当該期間内に行使されなかったときは、その選択権は、相手方がこれを行使する。
- 2 選択権に行使期間が定められていない場合において、弁済期が到来したときは、相手方は、相当の期間を定めて、選択権を有する者に対し選択権を行使するよう催告することができる。その期間内に選択権を有する者が選択権を行使しなかった場合は、その選択権は、相手方がこれを行使する。
- 3 第三者が選択をすべき場合において、第三者が選択することができないとき又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者がこれを行使する。

第723条(給付不能による選択債権の特定)

選択可能な数種の給付の中に給付不能のものがある場合は、債権債務関係は、 その余の給付についてのみに存する。

第724条 (選択の効力)

選択の効力は、債権債務の発生時に遡る。

第4節 分割債権

第725条(分割債権の効力)

1 債権者又は債務者が二名以上いる場合において、その権利及び義務の範囲

横浜法学第24巻第1号(2015年12月)

を確定できるときは、各債権者又は債務者は、その確定された割合に応じて、 権利を有し義務を負担する。

2 債権者又は債務者が二名以上いる場合において、各自の権利義務の範囲を 定めていないときは、各債権者又は債務者は、等しい割合で権利を有し又は義 務を負担する。但し、法律に別段の規定がある場合は、この限りではない。

第5節 不可分債権

第726条(不可分債権)

数名が同一の債権を有し、その給付が不可分の場合は、各債権者は、すべて の債権者のために、債務者に対し、履行を請求することができる。債務者も、 すべての債権につき、各債権者に対し、履行することができる。

第727条(不可分債権の効果)

特定の債権者と債務者との間に債務免除の合意があった場合においても、他の債権者による債務者に対する債務の全部の履行請求は、影響を受けない。但し、当該債権者に帰属する利益は、これを債務者に償還しなければならない。

第728条(不可分債務)

数名が同一の債務を負担し、その給付が不可分の場合は、不可分債権及び連 帯債務に関する規定を準用する。

第729条(不可分債務の可分債務への変更)

不可分債務を可分債務に変更する場合は、各債権者は、自己が享有する部分 についてのみ債権を主張することができる。各債務者は、その負担部分につい てのみ、債務を履行する。

第6節 連帯債権

第730条(連帯債務)

- 1 同一債務を負う多数債務者が債権者に対し各自が一切の給付義務を負うことを明らかにした場合において、いずれかの債務者の弁済その他の行為により他の債務者の債務が同時に消滅するときは、これを連帯債務とする。
- 2 前項にいう明示がないにもかかわらず連帯債務が成立するのは、法律に特 段の規定がある場合に限る。
- 3 連帯債務の一切が履行されるまでは、すべての債務者は、引き続き連帯して履行義務を負う。

第731条(債権者の履行請求権、連帯債務者の一名に対する履行の請求)

- 1 連帯債務につき、債権者は、連帯債務者中の一名若しくは数名に対し、又はすべての債務者に対し、同時に又は個別的に、履行の全部又は一部を請求することができる。
- 2 連帯債務者中の一名に対する履行の請求の効力は、他の者に及ぶ。

第732条(連帯債務者の一名についての無効・取消)

連帯債務者の一名に法律行為無効又は取消の事由があったとしても、他の債務者の債務の効力は、妨げられない。

第733条(連帯債務者の一名についての債務消滅)

- 1 連帯債務者の一名が弁済、代物弁済、供託又は相殺により債務が消滅した 場合は、他の債務者の債務も、同時に消滅する。
- 2 連帯債務者の一名と債権者との間で混同が生じた場合は、当該債務者が負担すべき部分のみが消滅し、他の債務者の債務は消滅しない。

第734条(連帯債務者の一名についての判決)

連帯債務者の一名が連帯債務について有利な又は不利な判決を受けた場合は、当該判決の効力は、他の債務者に及ぶ。

第735条(連帯債務者の一名に対する免除及び時効の完成)

- 1 債権者が連帯債務者の一名に対し債務を免除した場合又は訴訟時効が完成 した場合は、他の債務者は、当該債務者が負担すべき部分以外の債務につき、 連帯して履行する義務を負う。
- 2 債権者が連帯債務者の一名の連帯義務を免除した場合であっても、他の債 務者は、すべての債務につき、引き続き連帯して履行する義務を負う。

第736条(連帯債務者の一名についての相殺)

連帯債務者の一名が債権者に対し債権を有する場合は、他の債務者は、当該 債務者の負担部分につき、相殺を主張することができる。

第737条(連帯債務者の一名に対する受領遅滞)

債権者が連帯債務者の一名に対し受領を遅滞した場合の効力は、他の債務者 に及ぶ。

第738条(連帯債務者についての相対的効力)

本法第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条の規定、 又は当事者に別段の約定がある場合を除き、連帯債務者の一名に生じた事由は、 他の債務者に対し効力を生じない。

第739条 (連帯債務者の破産)

連帯債務者の全員又はそのうちの一名若しくは数名が破産宣告を受けた場合は、債権者は、自己のすべての債権をもって、破産財団の配当手続に参加することができる。

第740条(連帯債務者による債務の負担方法)

法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除き、連帯債務者は、等しく債務を負担しなければならない。但し、連帯債務者の一名が単独で負うべき事由により生じた損害及びこれにより支出した費用は、当該債務者のみの負担とする。

第741条(求償権)

1 連帯債務者の一名は、弁済、代物弁済、供託又は相殺により他の債務者の

債務が消滅した場合には、他の債務者に対し、各自が負担すべき部分並びに債務消滅時以降の利息及び債務弁済に係る必要経費を求償することができる。

2 前項の場合には、求償権を有する者は、その範囲内で、債権者の権利を承継する。但し、債権者の利益を害することはできない。

第742条(通知を怠った連帯債務者の求償の制限)

連帯債務者の一名が他の債務者に対し弁済その他の事由により債務の全部が 消滅した旨の通知を怠った場合は、他の債務者は、自己が債権者に対し対抗で きる事由をもって、自己の負担部分につき、当該債務者に対抗することができ る。但し、他の債務者が、自己が債権者に対し相殺を主張できる事由をもって 当該債務者に対抗する場合は、当該債務者は債権者に対し、相殺により消滅す べき給付したものの返還を請求する権利を有する。

第743条(弁済能力の無い者の負担部分の分担)

連帯債務者に弁済能力が無い者がある場合は、その弁済不能部分は、求償権者その他の弁済能力を有する債務者が各自の負担部分に応じてこれを分担する。但し、求償権者の過失により弁済不能となった場合は、他の債務者に対し分担を請求することができない。

第744条(連帯債権)

数名が法律の規定又は法律行為により同一の債権を有し、いずれの者も債務 者に対し全部の給付を請求できる場合は、これを連帯債権とする。

第745条(債務者の履行)

連帯債権の債務者は、いずれの債権者に対しても、債務の全部を履行することができる。

第746条(連帯債権者の一名による履行の請求)

連帯債権者の一名による債務者に対する履行の請求は、同時に他の債権者に対しても効力を生ずる。

第747条(連帯債権者の一名についての債務の消滅)

連帯債権者の一名が弁済若しくは代物弁済を受領し、又は供託、相殺若しく

横浜法学第24巻第1号(2015年12月)

は混同により債権が消滅した場合は、他の債権者の債権も同時に消滅する。

第748条(連帯債権者の一名についての判決)

- 1 連帯債権者の一名が連帯債権につき有利な判決を得た場合の効力は、他の債権者に及ぶ。
- 2 連帯債権者の一名が連帯債権につき不利な判決を受けた場合において、その 判決が当該債権者個人の責めに帰すべき事由によるものでないときの効力は、 他の債権者に及ぶ。

第749条(連帯債権者の一名による免除及び時効の完成)

- 1 連帯債権者の一名が債務者に対し債務を免除した場合は、当該債権者が享 有すべき部分を除き、他の債権者の権利は消滅しない。
- 2 連帯債権者の一名につき訴訟時効が完成した場合は、前項の規定を準用する。

第750条(連帯債権者の一名についての受領遅滞)

連帯債権者の一名が受領遅滞に陥った場合の不利益は、他の債権者に及ぶ。

第751条(連帯債権者についての相対的効力の原則)

本法第746条、第747条、第748条、第749条、第750条の規定、又は当事者に別段の約定がある場合を除き、連帯債権者の一名につき生じた事由は、他の債権者に対しその効力を生じない。

第752条(連帯債権者間の債権割合)

連帯債権者相互の間においては、等しく債権を分かち合わなければならない。 但し、当事者に別段の約定又は法律に別段の規定がある場合は、この限りでは ない。

第23章 債権の実行

第1節 履 行

第753条(履行原則)

債務者は、債権の内容に従い、債務を全面的に履行しなければならない。

第754条(債権者の協力義務)

債務者の履行に債権者の協力が必要な場合は、債権者は、信義誠実原則(原 文:誠実信用原則)に従い、履行条件の指示及び提供、特定の手続きへの協力、 引渡しの受領等をしなければならない。

第 755 条 (履行期)

- 1 法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除き、債務者は、次の各号に掲げる時期に、履行をしなければならない。
- (1) 債権の性質により、特定の時期に履行しないと債権者の利益が実現できない場合は、債務者は、当該特定の時期に履行しなければならない。
- (2) 給付に条件が付されている場合は、債務者は、条件の成就又は不成就の確定を知った時又は知るべきであった時に履行しなければならない。
- (3) その他の場合は、債権者は、随時、債務者に対し、履行を請求することができ、債務者も、随時、履行をすることができる。但し、あらかじめ相手方に対し必要な準備時間を与えなければならない。

第756条(早期履行)

- 1 債権者は、債務者の早期履行を拒むことができる。但し、早期履行が債権者の利益に損害を及ぼさない場合は、この限りではない。
- 2 債務者は、早期履行をする場合には、債権者に対し、期限の利益⁹⁾ の返還 を請求することができない。

⁹⁾ 前掲注8を参照。

3 債務者の早期履行により債権者に増加した費用は、債務者の負担とする。

第757条(履行地)

法律に別段の規定若しくは当事者に別段の約定がある場合、又は債務の性質により確定することができる場合を除き、債務者は、次の各号に掲げる場所で、履行をしなければならない。

- (1) 金銭を支払う場合は、債権者の所在地で履行する。
- (2) 不動産の引渡しをする場合は、債務者は、不動産の所在地で履行をしなければならない。
- (3) 金銭及び不動産以外の給付については、債務者の所在地で履行する。

第758条(履行方法)

法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除き、債務者は、債権者に最も有利な方法で、履行をしなければならない。

第759条(履行の費用)

法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除き、履行の費用は、 債務者の負担とする。但し、債権者の責めに帰すべき事由により履行の費用が 増加した場合の増加費用は、債務者の負担とする。

第760条(一部履行)

- 1 債権者は、債務者の一部履行を拒むことができる。但し、一部履行が債権 者の利益に損害を及ぼさない場合は、この限りではない。
- 2 債務者の一部履行により債権者に増加した費用は、債務者の負担とする。

第761条(第三者による履行)

- 1 債務は、第三者がこれを履行することができる。但し、当事者に別段の約 定がある場合又は債務の性質が第三者による履行を許さない場合は、この限 りではない。
- 2 債務者が第三者による履行につき異議を述べた場合は、債権者は、受領を 拒むことができる。但し、第三者が履行につき利害関係を有する場合は、債権 者は、受領を拒むことができない。

第762条(利害関係者の履行後の権利)

- 1 債務の履行と利害関係を有する第三者は、履行した後、自己の履行の限度内で、債権者の権利を代位行使することができる。但し、債権者の利益を害することはできない。
- 2 債権者の権利を代位行使する場合は、債権譲渡に関する債務者への通知及 び債務者の抗弁権についての規定を準用する。

第763条 (第三者に対する履行)

第三者に対し履行をするときは、次の各号に掲げる場合に、弁済の効力を 生ずる。

- (1) 債権者の承諾を得たとき又は当該第三者が受領後に債権を取得したとき。
- (2) 第三者が有効な債権証書を所持するとき又は債権者が署名した受取証を所持するとき。但し、債務者が第三者に受領権限がないことを知っていたとき又は知るべきであったときは、この限りではない。

第764条(代替履行)

債権者が他の種類の給付を受領して原給付に代替させる場合は、弁済の効力を生ずる。

第2節 不履行

第765条(不履行責任)

債務者は、履行を怠り若しくは履行することができなくなった場合、又はその履行が債権者の人身その他の利益に損害を及ぼした場合には、約定又は法律の規定に従い、民事責任を負わなければならない。

第766条(履行不能)

- 1 債務の履行が事実上又は法律上不可能となった場合は、債務者は、履行義 務を免除される。
- 2 債権の目的物が特定物である場合において、当該物が紛失したときは、履

行不能と推定する。当該物が履行期間満了時から一年以内に見つかった場合は、 債権者は債務者に対し、引き続き履行すべきことを請求することができる。

第767条(債務者の責めに帰すべき事由による履行不能)

- 1 債務者の責めに帰すべき事由により債務の全部を履行することができなくなった場合は、債権者は債務者に対し、損害賠償を請求することができる。
- 2 債務の一部を履行することができなくなった場合において、他の部分が履行されたとしても債権者にとってもはや利益とならないときは、債権者は、その履行を拒み、且つ全部の不履行に係る損害賠償を請求することができる。

第768条(一時履行不能)

債務者は、一時履行をすることができなくなった場合において、不能の事由が消滅したときは、引き続き履行をしなければならない。但し、履行が債権者にとってもはや利益とならない場合は、債権者は、その履行を拒み、且つ損害賠償を請求することができる。

第769条(債権者の責めに帰すべき事由による履行不能)

債権者の責めに帰すべき事由により債務者が債務を履行することができなくなった場合において、債権者が反対給付義務を負っているときは、反対給付を履行しなければならない。

第770条 (第三者の責めに帰すべき事由による履行不能)

第三者の責めに帰すべき事由により債務者が債務を履行することができなくなった場合において、債務者が第三者に対し損害賠償請求権を有するときは、 債権者は、当該請求権の譲渡又はすでに受領した賠償物の引渡しを請求することができる。

第771条(不可抗力による履行不能)

- 1 不可抗力により債務を履行することができなくなった場合は、債務者は、 不履行に係る損害賠償責任を免除される。債権者が反対給付義務を負っている 場合は、当該反対給付義務も同時に消滅する。
- 2 債権者は、反対給付の全部又は一部をすでに履行した場合には、不当利得

に関する規定に従い、返還を請求することができる。

第772条 (履行不能に係る立証責任)

債務者は、履行不能につき、立証責任を負う。

第773条(履行拒絶)

債務者が債務の履行を拒む意思を明確に表示した場合又は自己の行為をもって債務を履行しないことを表明した場合は、債権者は、直ちに、人民法院に対し、その履行の強制又は損害の賠償を請求することができる。

第774条(履行遅滞)

債務者は、履行期までに債務を履行することを怠った場合には、次の各号に 掲げる規定に従い、遅滞責任を負わなければならず、債権者は、損害賠償を請 求する権利を有する。

- (1) 債務の履行に期限の定めがある場合は、債務者は、期限が到来した時より、 遅滞責任を負う。
- (2) 債務の履行に期限の定めがない場合は、債務者は、債権者が履行の催告にあたり定めた合理的な期限が到来した時より、遅滞責任を負う。
- (3) 債務の履行期が不確定な場合は、債務者は、期限到来を知った時より、遅滞責任を負う。

第775条(遅延利息)

債務者は、金銭債務の履行を遅滞した場合には、遅延期間中の利息を支払わなければならない。当事者に利息の約定がない場合も、同様とする。

第776条(履行に代わる賠償)

債務者の遅延により、その履行が債権者にとってもはや利益とならない場合は、債権者は、その履行を拒み、且つ債務者に対し不履行により生じた損害の賠償を請求することができる。

第777条(履行遅滞中の不可抗力)

債務者の履行遅滞中に不可抗力により生じた責任については、債務者は、その責任を免除されない。但し、債務者が履行を遅滞しなかったとしても損害の

横浜法学第24巻第1号(2015年12月)

発生が免れなかったことを証明した場合は、この限りではない。

第778条 (瑕疵ある履行)

債務者の責めに帰すべき事由により、債務者の履行が当事者の約定又は法律の規定に適合しなくなった場合は、債権者は、履行遅滞又は履行不能に関する規定に従い、自己の権利を行使することができる。

第779条(履行による加害)

債務者は、自己の債務の履行が債権者の人身又は他の財産に損害を及ぼした 場合には、損害賠償責任を負わなければならない。

第780条(強制履行の代替措置)

債務者が履行を怠った場合において、債務の性質が強制履行することを許さないときは、債権者は人民法院に対し、これに代わり債務者の費用負担で第三者に履行させる判決を下すよう請求することができる。

第781条(譲渡請求権)

債務者は、物の毀損又は権利の喪失により損害賠償責任を負った場合には、 債権者に対し、物の所有権又は第三者に対する損害賠償請求権を譲渡するよう 請求することができる。

第3節 受領遅滞

第782条(受領遅滞)

- 1 債務者が現実に債務を履行した場合において、債権者が正当な理由なく受領を拒み又は受領することができないときは、債務者は、自己の故意又は重大な過失により生じた損害についてのみ、賠償責任を負う。債務者の住所地又は第三の場所が債務履行地であり、債務者がすでに適切に履行の準備をし、債権者に対し受領するよう通知した場合において、債権者が正当な理由なく受領を拒み又は受領することができないときも、同様とする。
- 2 債務者の履行が債権の内容に適合しないため、債権者が受領を拒んだ場合

は、受領遅滞にあたらない。

第783条(一時受領不能)

履行期が不確定な債権につき、債権者が一時受領することができない場合は、 受領遅滞にあたらない。但し、債権者が債務者に対しすでに履行を催告した場 合又は債務者が債権者に対し受領を求める通知をすでに送付した場合は、この 限りではない。

第784条(利息の支払いの停止)

債権者の受領遅滞期間中は、債務者は、利息を支払うことを要しない。

第785条(返還責任の範囲)

債権者の受領遅滞期間中は、債務者は、自己が取得した利息についてのみ、 返還責任を負う。

第786条(増加費用及び損害の賠償)

債務者は債権者に対し、受領遅滞により増加した履行及び保管に係る必要費 並びにこれにより受けた損害の賠償を請求する権利を有する。

第787条(債務者の債務の消滅)

- 1 債権者が受領を遅滞した場合において、債権の目的物が動産、金銭又は有価証券の引渡しであるときは、債務者は、目的物を供託して債務を消滅させることができる。
- 2 債権の目的物が不動産の引渡しである場合において、債権者が受領を遅滞したときは、債務者は、当該不動産の占有を放棄して債務を消滅させることができる。債務者は、占有を放棄する場合には、通知可能な限りにおいて、速やかに、これを債権者に通知し、且つ適切な措置を講じて、損害の発生を回避しなければならない。通知又は適切な措置を講ずることを怠ったため、債権者に損害を及ぼした場合は、賠償責任を負わなければならない。

第24章 債権の保全

第1節 債権者代位権

第788条 (要件)

- 1 債務者が自己の他の者に対する金銭債権の行使を怠ったため、債権者の債権が実現できなくなった場合は、債権者は、自己の名義で、債務者の債権を代位行使することができる。但し、債務者自身に専属する債権については、この限りではない。
- 2 前項にいう債務者自身に専属する債権とは、身分関係にもとづく給付請求 権、及び賃金、退職金、年金、補償金、就職斡旋料、生命保険金、人身傷害賠 償金等の請求権をいう。
- 3 債権者は、代位権を行使する場合には、訴訟によらなければならない。

第789条(条件・始期付き債権及び代位権の事前行使)

- 1 停止条件付き債権又は始期付き債権につき、債務者がその権利の行使を怠ったため当該債権を実現することが困難になった場合も、債権者は、代位権を行使することができる。
- 2 債権者の債権の履行期が到来していないものの、債務者の債権が時効完成により又は速やかに破産債権の届出をしなかったため債権を実現できなくなるおそれがあるときも、債権者は、債務者に代位して、第三債務者に対する請求 又は破産管財人に対する届出をすることができる。

第790条(立証責任及び抗弁)

- 1 債権者は、債務者が権利の行使を怠ったこと及び債権が実現できなくなったことにつき、立証責任を負わなければならない。但し、債務者は、自己が債権実現と等しい価額又はこれを上回る価額の執行可能財産を有していることをもって、債権者に対抗することができる。
- 2 債務者の債権の履行期が到来したにもかかわらず、債務者が第三債務者に

対する提訴又は仲裁申請を怠った場合は、債務者が権利の行使を怠ったものと みなす。

第791条(代位権訴訟の管轄裁判所)

債権者が代位権を行使する訴訟は、第三債務者の住所地の人民法院がこれを 管轄する。

第792条(代位権訴訟の当事者)

債権者は、代位権訴訟を提起する場合には、債務者を第三者に加えなければならない。債務者を第三者に加えない場合は、人民法院は、債務者を第三者として追加しなければならない。二名又はこれを超える債権者が同一の第三債務者に対し代位権訴訟を提起する場合は、人民法院は、併合してこれを審理しなければならない。

第793条(代位権行使に係る費用負担)

- 1 債権者による代位権行使のための必要費は、債務者の負担とする。
- 2 前項にいう代位権行使のための必要費には、債権者が代位権行使のために支出する訴訟費用、弁護士費用、出張旅費等を含む。

第794条 (代位権行使の効果)

債権者が第三債務者に対し提起した代位権訴訟につき、人民法院が審理を経て代位権の成立を認定した場合は、第三債務者が債権者に対し、直接債務を履行しなければならない。但し、第三債務者の債務者に対する債務価額が債権者の債権価額を超える場合は、その超過部分については、債務者に対し履行しなければならない。債権者と債務者との間、及び債務者と第三債務者との間の相応する債権債務関係は、消滅する。

第2節 債権者取消権

第795条 (要件)

1 債務者の財産処分行為が債権者の利益を害する場合は、債権者は人民法院

に対し、債務者の行為の取消を請求することができる。

- 2 債務者が債権成立前にした財産処分行為につき、債務者が将来の債権を害する目的を有していること、及び相手方がすでにその事実を知っており且つあらかじめその詐害行為に加わっていたことを証明できる場合は、前項の規定を準用する。
- 3 債務者の財産処分によりいずれかの債権者の債権が完全な満足を得られな くなる又は債権の完全な満足が低下するおそれがある場合は、債権者の利益を 害するものとみなす。

第796条 (無償の財産処分の取消)

- 1 債務者が無償で財産を処分した場合は、債務者の行為が債権者の利益を害することを相手方が知っていたかどうかにかかわらず、いずれの場合も、債権者は、取消権を行使することができる。
- 2 前項にいう無償の財産処分には、贈与、権利放棄、時効利益の放棄等を含む。 第797条(有償の財産処分の取消)
- 1 債務者が明らかに不合理な低価格で財産を処分した場合において、債務者 の行為が債権者の利益を害することを相手方が知っていたときは、債権者は、 取消権を行使することができる。
- 2 他の者の債務のための担保提供、又は他の債権者に対する債務の早期弁済については、前項の規定を準用する。

第798条 (関係者の間での財産処分の取消)

- 1 債権成立後、債務者夫妻の間又は家庭構成員の間で明らかに不合理な低価格で財産が処分されたため、債権者の債権が完全な満足を得られなくなった場合は、債務者の行為が債権者の利益を害することを相手方が明らかに知っていたものと推定する。
- 2 債権成立後、債務者とその関連法人、権利能力なき社団(原文:非法人団体) 又は自然人との間で明らかに不合理な低価格で財産が処分された場合は、前項 の規定を準用する。

第799条(取消権の行使範囲及び費用負担)

- 1 取消権の行使範囲は、債権者の債権に相当するものでなければならない。 債権者による取消権行使のための必要費は、債務者の負担とする。
- 2 前項にいう必要費には、債権者が取消権行使のために支出した訴訟費用、弁護士費用、出張旅費等を含む。

第800条(取消権訴訟の管轄裁判所)

債権者が取消権を行使する訴訟は、債務者の住所地の人民法院がこれを管轄 する。

第801条(取消権訴訟の当事者)

債権者が債務者のみを被告とし、受益者又は譲受人を第三者に加えない場合は、人民法院は、当該受益者又は譲受人を第三者として追加しなければならない。二名又はこれを超える債権者が同一の債務者を被告とする場合において、債務者の同一行為につき取消権訴訟を提起するときは、人民法院は、併合してこれを審理しなければならない。

第802条(取消権行使の効果)

- 1 債権者が人民法院に対し債務者の債権放棄又は財産譲渡行為の取消を請求 した場合において、人民法院が法の定めるところに従いこれを取り消したとき は、当該行為は、始めより無効とする。
- 2 債務者の行為が前項の規定により取り消され、受益者又は譲受人が財産を 返還すべき場合は、債権者は、受益者又は譲受人に対し、財産を返還し且つ当 該財産をもって直接その債権を弁済するよう請求することができる。

第803条(受益者又は譲受人の責任)

人民法院が法の定めるところに従い債務者の行為を取り消した場合は、悪意の取得者は、財産価額を限度として、返還責任を負う。善意の取得者は、自己が取得した利益の限度内でのみ、返還責任を負う。

第804条 (債務者の責任)

人民法院が法の定めるところに従い債務者の行為を取り消す判決をした場合

横浜法学第24巻第1号(2015年12月)

において、取り消された行為が債務者の無償の財産処分であるときは、債務者は、贈与に関する規定に従い、受益者に対してのみ責任を負う。取り消された 行為が債務者の有償の財産処分である場合は、譲受人は債務者に対し、その取 得した利益を返還するよう請求することができる。

第805条(取消権の除籍期間)

債権者が取消事由のあることを知った日又は知るべきであった日より一年以内に取消権を行使しない場合は、取消権は消滅する。債務者の行為があった日より五年以内に取消権を行使しない場合は、取消権は消滅する。

第25章 債権の変更及び移転

第1節 債権の変更

第806条(債権の変更可能性)

債権の内容は、法律の規定、裁判所の判決又は当事者の合意により、これを 変更することができる。

第807条(特別要件)

内容変更後の債権につき、法律の規定又は当事者の約定により特別な発効要件がある場合には、その要件が成就した時に変更の効力を生ずる。

第808条 (損害の取扱い)

合意が変更された場合には、当事者が被った損害は、約定に従いこれを処理 する。当事者に約定がない場合又は約定が不明確な場合は、損害を被った当事 者が自らこれを負担する。

第809条(変更の推定)

合意が変更された場合において、当事者の変更の内容についての約定が不明確なときは、約定が不明確な当該事項は変更されなかったものと推定する。但し、約定が不明確な事項につき、他の約定から推知することができる場合は、

推知可能な事項にもとづき、債権の内容を確定することができる。

第2節 債権譲渡

第810条(債権の譲渡可能性)

債権者は、自己の有する債権の全部又は一部を、他の者に譲渡することができる。

第811条(譲渡禁止債権)

- 1 次の各号に掲げる債権は、これを譲渡することができない。
- (1) その性質が譲渡を許さない債権
- (2) 当事者の約定が譲渡を許さない債権
- (3) 法律の規定が譲渡を許さない債権
- 2 当事者が債権譲渡禁止を約定した場合は、その約定は、善意の第三者には対抗することができない。

第812条(債権譲渡の効果)

- 1 債権譲渡時に、譲受人は、債権と関わる従たる権利を取得する。但し、当 該従たる権利が譲渡人自身に専属する場合は、この限りではない。
- 2 債権譲渡時に、質権設定者の承諾を得ない限り、質権設定財産の占有は、 これを譲受人に移転することはできない。

第813条 (譲渡人の義務)

譲渡人は譲受人に対し、債権の主張に必要な一切の事項を告知し、且つ債権 を証明する一切の文書を交付しなければならない。

第814条(一部譲渡)

債権の一部を譲渡する場合は、債務者は、すべての債務につき、譲渡人又は 譲受人に対し、これを履行することができる。但し、譲渡人が、債務者に対し、 譲渡割合を明確に通知し、且つ、譲受人に対し、その譲渡割合に従い履行する よう指示した場合は、この限りではない。

第815条 (譲渡通知)

- 1 債権を譲渡する場合は、これを債務者に通知しなければならない。
- 2 譲渡通知は、債務者に到達した時に、債務者に対し効力を生ずる。但し、債権が譲渡されたことを債務者がすでに知っていた場合は、この限りではない。
- 3 債権譲渡通知は、譲受人の承諾を得ない限り、これを撤回することができない。

第816条(通知方法)

- 1 譲受人が債権譲渡証書及び債権についての有効な証明書を持参して債務者 に対し債権を主張した場合は、譲渡通知と同一の効力を有する。
- 2 債務者が行方不明の場合は、譲渡人又は譲受人は、公告により、債務者に 通知することができる。公告期間の満了をもって、債務者に対し効力を生ずる。

第817条(表見譲渡)

譲渡通知が債務者に到達した後は、債権が譲渡されず又は譲渡が無効になった場合でも、債務者はなお、譲受人に対抗する事由をもって、譲渡人に対抗することができる。

第818条 (履行費用の増加)

債権譲渡により増加した履行費用につき、債務者は、譲渡人又は譲受人に対 し、補償を請求することができる。

第819条 (二重譲渡)

譲渡人が同一の債権を同時に又は前後して数名に譲渡した場合は、譲渡人が 債務者に対し最初に通知した時点で指定された譲受人が、債権を取得する。

第820条(債務者の抗弁権)

債務者は、譲渡人に対抗する事由をもって、譲受人に対抗することができる。 第821条(債務者の相殺する権利)

債務者は、債権譲渡通知を受けた場合において、譲渡人に対し債権を有しており、且つ債務者の債権が譲渡債権より先に又は同時に履行期が到来するときは、譲受人に対し、相殺を主張することができる。

第822条 (譲渡人の担保責任①)

譲渡人は、譲渡債権が履行期間満了時まで有効に存在することにつき、担保 責任を負わなければならない。但し、譲渡が無償である場合は、譲渡人は、贈 与者と同様の責任のみ負う。

第823条 (譲渡人の担保責任②)

- 1 譲渡人は、債務者の履行能力につき、担保責任を負わない。但し、特別な担保を提供した場合は、この限りではない。
- 2 譲渡人が債務者の履行能力につき担保を提供した場合において、債務者が債務を履行できなかったことにつき譲受人に過失があったときは、当該担保は消滅する。

第824条 (その他の権利の譲渡)

その他の権利の譲渡については、当該権利に関する法律に別段の規定がある 場合を除き、債権譲渡に関する規定を準用する。

第3節 債務引受

第825条(債務の移転可能性)

- 1 債務者は、第三者と約定して、自己の負担する債務の全部又は一部を第三 者に移転しこれを引き受けさせることができる。
- 2 債務の引受人は、主たる債務と関わる従たる債務を引き受けなければならない。但し、当該従たる債務が債務者自身に専属する場合は、この限りではない。

第826条(債務の移転の要件)

- 1 債務の移転にあたっては、債権者の承諾を得なければならない。
- 2 債務者は、相当の期間を定めて、債権者に対し承諾するかどうかを催告することができる。催告期間が満了しても回答が無かった場合は、債権者は承諾を拒んだものとみなす。

第827条(債務引受の無効)

債権者が承諾を拒んだ場合は、債務者と第三者との間の債務引受に関する約 定は、始めより無効だったものとみなす。

第828条(一部引受)

債務の一部が移転した場合には、債務者と債務を引き受けた第三者は、債権者に対し連帯して責任を負う。但し、債権者が債務者と第三者が連帯責任を負わないことを承諾した場合は、この限りではない。

第829条(債務引受契約)

- 1 第三者は、債権者との間で、債務者の債務引受契約を締結することができる。 契約が成立した時に、債務は当該第三者に移転する。通知を受ける前の債務者 の履行は、なお弁済としての効力を生ずる。
- 2 第三者による債務引受が債務者に損害を及ぼした場合は、債務者は第三者 に対し、賠償を請求することができる。

第830条 (引受人の抗弁権)

- 1 債務の引受人は、原債務者の債権者に対する抗弁を主張することができる。 但し、原債務者に帰属する債権をもって、相殺を主張することはできない。
- 2 債務が移転した後は、債務の引受人は、自己と原債務者との間の法律関係 をもって、債権者に対抗することはできない。

第831条 (債務者の担保責任)

- 1 債務者は、引受人の履行につき、担保責任を負わない。但し、債務者が債権者に対し特別な担保を提供した場合は、この限りではない。
- 2 債務者が引受人の履行能力につき担保を提供した場合において、引受人が 債務を履行できなかったことにつき債権者に過失があったときは、当該担保は、 消滅する。

第832条 (履行の引受)

第三者が債務者に代わり債務を履行することを債務者と第三者が約定した場合において、第三者が履行を怠りまたは遅滞したときは、債務者は債権者に対

し、責任を負わなければならない。

第4節 債権債務の一括移転

第833条(債権債務の移転可能性)

債権の当事者は、債権債務を一括して第三者に移転することができる。

第834条 (一括移転の要件)

債権債務を一括して移転する場合は、他方当事者の承諾を得なければならない。

第835条(経営の合併)

経営を合併する場合は、新たに成立した又は他の営業を吸収した法人又は権利能力なき社団は、通知又は公告により、債権債務を引き受ける。

第836条(経営の分割)

経営を分割する場合は、分割された法人又は権利能力なき社団は、連帯して 債権を有し連帯して債務を負担する。但し、債権者と債務者が別段の約定をし た場合は、この限りではない。

第837条 (認可及び登記)

法律が債権又は債務の移転には認可・登記等の手続きをとるべき旨を規定する場合は、その規定に従う。

第26章 債権の消滅

第1節 一般規定

第838条(消滅原因)

次の各号に掲げる事由がある場合は、債権債務関係は消滅する。

(1) 債務の履行

横浜法学第24巻第1号(2015年12月)

- (2) 契約の解除又は終了
- (3) 債務の相殺
- (4) 債務者による法の定めるところに従った目的物の供託
- (5) 債権者による債務免除
- (6) 債権者と債務者との混同
- (7) 法律が規定する又は当事者が約定するその他の事由

第839条(従たる権利の消滅)

債権債務関係が消滅した場合は、その債権の担保及び他の従たる権利も同時 に消滅する。

第840条(債務証書の返還及び抹消)

債権の全部が消滅した場合は、債務者は、債務証書の返還又は抹消を請求することができる。一部のみが消滅した場合又は債務証書上に債権者の他の権利が記載されている場合は、債務者は、証書に消滅事由を記入するよう請求することができる。

第2節 弁 済

第841条(弁済の効力及び弁済を受領する者)

- 1 債務の目的に従い債権者その他の受領権限を有する者に弁済をし、その受 領権限を有する者が受領した場合は、債権債務関係は消滅する。
- 2 債権者が署名した受取証書又は有効な債権証書を持参する者は、受領権限を有するものとみなす。但し、債務者が自己に受領権限が無いことをすでに知っていた場合又は過失により知らなかった場合は、この限りではない。

第842条(弁済の充当)

一名が数個の債務を負っており、給付の種類が同一である場合において、弁済者がした給付がすべての債務額を弁済するに足りなかったときは、弁済者は、 弁済時において、自己が充当する債務を確定する。

第843条(法定充当)

弁済者が前条の規定による指定をしない場合は、次の各号に掲げる規定に従い、その充当する債務を決定する。

- (1) 弁済期がすでに到来している債務に先に充当する。
- (2) いずれも債務の弁済期がすでに到来している場合又は弁済期が到来していない場合は、担保の無い又は担保が最も少ない債務に先に充当する。担保が等しい場合は、債務者が弁済により最も多い利益を得る債務に先に充当する。得られる利益が等しい場合は、弁済期が最も早く到来した債務に先に充当する。
- (3) 債務者が弁済により得る利益が等しい場合であって、且つ弁済期がいずれも同一であるときは、各債務の割合に応じて、その一部に充当する。

第844条(充当順序)

弁済者がした給付は、先に費用に充当し、次いで利息に充当し、最後に元本 に充当しなければならない。前二条の規定に従い債務に充当する場合も、同様 とする。

第845条(受取証書交付請求権)

弁済者は、弁済受領者に対し、受取証書の交付を請求することができる。

第3節 供 託

第846条 (供託の要件)

次の各号に掲げる事由がある場合であって、債務の履行が困難なときは、債 務者は、目的物を供託することができる。

- (1) 債権者が正当な理由なく受領を拒み又は受領することができないとき。
- (2) 債権者が行方不明なとき。
- (3) 債権者が死亡した場合において相続人が確定しないとき、又は民事行為能力を喪失した場合において後見人が確定しないとき。
- (4) 法律が規定するその他の事由

第847条(供託の効力)

- 1 債務者は、債務の履行期が到来するまでは、目的物を供託することができない。
- 2 債務者が供託する目的物が債務の要求に適合していない場合は、供託の効力は生じない。

第848条(供託の方法)

- 1 目的物が供託に適さず、損傷若しくは滅失の危険があり、又は保管費用が 過大な場合は、弁済者は、弁済地の基層人民法院(訳者注:わが国の簡易裁判 所に相当)に対し、これを競売に付しその代金を供託するよう請求することが できる。
- 2 目的物に市場価格がある場合は、人民法院は弁済者に対し、市場価格にもとづきこれを売却してその代金を供託することを許可しなければならない。

第849条(供託所及び通知)

- 1 供託は、履行地の供託所にこれをしなければならない。供託所が無い場合は、 当地の基層人民法院は、弁済者の申立てにより、供託所を指定し又は供託物の 保管者を選任する。
- 2 供託者は、供託後、直ちに、債権者又は債権者の相続人若しくは後見人に対し、これを通知しなければならない。通知を怠ったため債権者が損害を受けた場合は、供託者は、これを賠償しなければならない。但し、通知することができない場合は、この限りではない。

第850条(危険負担の移転)

供託後に供託物が当事者及び供託所の責めに帰すことができない事由により 損傷し又は滅失した場合の危険は、債権者の負担とする。供託期間中の供託物 の果実は債権者の所有に帰する。供託費用は、債権者の負担とする。

第851条 (供託所の責任)

供託期間中に供託所の過失により供託物が損傷し又は滅失した場合は、債権 者は供託所に対し、損害賠償責任を負うよう請求する権利を有する。

第852条(供託物の受領及び受領制限)

- 1 債権者は、随時、供託物を受け取ることができる。
- 2 債権者が反対給付義務を負う場合は、債権者が義務を履行し又は相当の担保を提供するまでは、供託所は、債権者が供託物を受け取ることを拒まなければならない。

第853条(受領をする権利の消滅)

債権者の供託物を受領する権利は、供託の日から五年以内に行使しないことにより消滅する。この場合において、供託物は、供託費用を控除した後、国の所有に帰する。但し、債権者が反対給付義務の履行をしていない場合は、供託物は供託者の所有に帰する。この場合において、供託所は供託者に対し、供託物を取り戻し且つ供託費用を負担するよう通知しなければならない。

第4節 相 殺

第854条(相殺の要件)

- 1 当事者が相互に債務を負っており、給付の種類又は品質が同一であり且ついずれも弁済期が到来している場合は、いずれの当事者も、自己の債務と相手方の債務を相互に相殺することができる。但し、法律の規定、債務の性質又は当事者の約定が相殺を許さない場合は、この限りではない。
- 2 当事者が相殺禁止を約定した場合は、その約定は、善意の第三者に対抗することができない。

第855条 (時効が完成した債務の相殺)

相殺適状にある債権については、訴訟時効期間が経過した後も、債権者は、 相殺を主張することができる。

第856条(相殺の方法及び効力)

1 当事者は、相殺を主張する場合には、これを相手方に通知しなければならない。通知は、相手方に到達した時に、効力を生ずる。当事者相互の間の債権

横浜法学第24巻第1号(2015年12月)

債務関係は、最初に相殺適状が生じた時に遡り、対当額において、同時に消滅 する。

2 相殺の意思表示は、条件又は期限を付することができない。

第857条 (履行地の異なる債務の相殺)

履行地の異なる債務の相殺については、相殺をする当事者は、相殺により相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

第858条(任意相殺)

当事者が相互に債務を負っていれば、給付の種類又は品質が異なる場合であっても、双方の協議にもとづく合意を経て、相殺をすることができる。当事者に相殺に供する債務の差額につき明確な約定が無い場合は、相殺に供された債務は同時に消滅したものとみなす。

第859条(人身傷害損害賠償債務の相殺禁止)

人身傷害損害賠償債務を負う者は、相殺を主張することができない。

第860条(第三者に対する給付債務の相殺禁止)

第三者に対し給付をすることを約した債務者は、その債務をもって、他方当 事者の自己に対する債務と相殺することはできない。

第5節 免 除

第861条(債務免除)

債権者が意思表示をもって債務者の債務の全部又は一部を免除した場合は、 その意思表示が債務者に到達した時に、債権債務関係の全部又は一部が消滅する。

第862条(条件付き債務免除の禁止)

債務免除の意思表示には、条件を付することができない。

第6節 混 同

第863条 (債権債務の混同)

債権とその債務が同一人に帰属した場合は、債権債務関係は、消滅する。但 し、債権が第三者の権利の目的になっている場合又は法律に別段の規定がある 場合は、この限りではない。